

令和6年第1回 邑南町議会臨時会（第1日目）会議録

1. 招集年月日 令和6年1月10日（令和5年12月28日告示）
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 議 令和6年1月10日（水）午前 9時30分
閉会 午前10時14分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	大屋 光宏	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	大屋 光宏	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	日高 輝和	総務課長	大賀 定
情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲	財務課長	三上 和彦
町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	小笠原誠治	産業支援課長	白須 寿
建設課長	上田 修	水道課長	沖野 弘輝	保健課長	坂本 晶子
羽須美支所長	三上 徹	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教 育 長	大橋 覚	学びのまち総務課長	植田 啓司	学びのまち推進課長	高瀬 満晃

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 植田 靖子

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和6年第1回邑南町議会臨時会議事日程（第1号）

令和6年1月10日（水）午前9時30分開会

開会、開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 邑南町手数料徴収条例の一部改正について

日程第4 議案第2号 工事請負契約の締結について
（道の駅瑞穂再整備事業 融雪設備整備工事）

日程第5 議案第3号 指定管理者の指定について
（邑南町いこいの村しまねの指定管理者の指定）

日程第6 議案第4号 令和5年度邑南町一般会計補正予算第11号について

令和6年第1回邑南町議会臨時会 会議録

【令和6年1月10日（水）】

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

（開会宣告）

●石橋議長（石橋純二） ただいまから令和6年第1回邑南町議会臨時会を開会いたします。

~~~~~○~~~~~

（開議宣告）

●石橋議長（石橋純二） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1 会議録署名議員の指名）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。5番瀧田議員。6番平野議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第2 会期の決定）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は本日1月10日の1日限りといたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1月10日の1日限りとすることに決定をいたしました。



(日程第 3

議案第 1 号 邑南町手数料徴収条例の一部改正について)

●石橋議長 (石橋純二) 日程第 3。議案第 1 号邑南町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○石橋町長 (石橋良治) 議長、番外。

●石橋議長 (石橋純二) はい、石橋町長。

○石橋町長 (石橋良治) 議案第 1 号の提案理由を御説明申し上げます。議案第 1 号邑南町手数料徴収条例の一部改正についてでございますが、これは戸籍法の改正に伴う改正でございます。詳細につきましては町民課長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○秋田町民課長 (秋田敏子) 議長、番外。

●石橋議長 (石橋純二) はい、秋田町民課長。

○秋田町民課長 (秋田敏子) 議案第 1 号邑南町手数料徴収条例の一部改正について御説明いたします。この度の改正は、令和 5 年 5 月 31 日に戸籍法の一部を改正する法律が公布され附則第 1 条第 5 号にあげる規定が令和 6 年 3 月 1 日から施行されることに伴い、新たに手数料を徴収する事務が追加されることによるものでございます。この手数料について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和 5 年 12 月 6 日に公布されましたので邑南町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。改正の要旨につきまして、新旧対照表により御説明いたします。新旧対照表の 7 分の 1 ページ第 2 条 (1) は本籍地以外の市区町村での戸籍謄本広域交付事務の追加による改正。7 分の 2 ページ (1) の 3 はオンライン上での行政手続をする際に利用可能な戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務の追加による新設で手数料を 400 円に定めるもの。7 分の 3 ページ (2) は本籍地以外の市区町村での除籍謄本広域交付事務の追加による改正。7 分の 4 ページ (3) の 2 はオンライン上で行政手続をする際に利用可能な除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務の追加による新設で手数料を 700 円に定めるものでございます。7 分の 5 ページ (4)

は電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務の追加による改正、7分の6ページ（5）は電子化された届書等情報の内容の証明書の閲覧事務の追加による改正でございます。条文に戻りまして、附則この条例は令和6年3月1日から施行することとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。討論は、反対討論から始め次に賛成討論をし以下この順に交互に行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第1号邑南町手数料徴収条例の一部改正については賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第1号邑南町手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（日程第4

議案第2号 工事請負契約の締結について

（道の駅瑞穂再整備事業融雪設備整備工事）

●石橋議長（石橋純二） 日程第4。議案第2号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第2号の提案理由を御説明申し上げます。議案第2号工事請負契約の締結についてでございますが、これは道の駅瑞穂再整備事業融雪設備整備工事に係る工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては地域みらい課長から説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。工事名は道の駅瑞穂再整備事業融雪設備整備工事でございます。工事場所は邑南町下田所地内です。この度の工事は共同企業体に発注する方式により、令和5年12月7日に制限付き一般競争入札を実施し、今井産業・協和地建コンサルタント・町田土建特別共同企業体が5億9,500万円（税抜き）で落札されました。消費税を加えました6億5,450万円で12月28日に仮契約を締結させていただいたところでございます。工期は令和7年2月28日までとしております。以上、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討

論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第2号工事請負契約の締結についてに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって議案第2号工事請負契約の締結についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第5

議案第3号 指定管理者の指定について (邑南町いこいの村しまね))

●石橋議長(石橋純二) 日程第5。議案第3号指定管理者の指定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●石橋議長(石橋純二) はい、石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第3号の提案理由を御説明申し上げます。議案第3号指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございますが、邑南町いこいの村しまねの指定管理者を株式会社ウェルスに指定しようとするものでございます。詳細につきましては産業支援課長から説明をさせますのでよろしく申し上げます。

○白須産業支援課長(白須寿) 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 議案第3号指定管理者の指定について御説明申し上げます。邑南町いこいの村しまねは邑南町矢上にある公の施設です。令和6年3月31日をもって指定管理期間が終了するため、令和6年4月からの施設の管理運営を行う新たな指定管理者の公募を行った結果2団体から応募がありました。事業提案を受けて選定委員会で選定した結果を庁議に諮り指定管理候補者として最終決定し、本日提案させていただくものです。指定管理候補者である団体の名称は、株式会社ウェルスです。この団体を指定管理者として提案させていただきます。指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間です。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 昨日全協でもいろいろ聞いたんですが、しっくりこない点は何点かありまして具体的に聞くので教えてください。宿泊室の洋室化、高付加価値化等施設改修っていう提案があって、具体的にはこれは部屋数で言うとどの程度の部屋数を改修する予定で事業費は大体どの程度の見込みなのか。あくまでも提案であるけれど協定書に書かれる予定かどうか。ウェルスさんやりますっていう協定書になるかどうか。最終的にこれはウェルス側の負担で改修するっていうことなんですけど、建物に対する改修なので改修した部分は誰のものになるのか。もう1点。収支見込みが最終的に出てるんですけど、委員会等で立てられた町の収支見込みと提案があった収支見込みってかなり差があるんだと思います。町が立てた収支見込みもかなり厳しい。宿泊室で言うと、稼働率3割程度でみてやって2億前後の売上げなんですけど、これだけの提案があっても1億5,000万程度の売上げなので5%の納付金も町が予定したのとはかなり低くなるんだと思うんです。そこの辺りの町が思った見込みよりかなり低い収支見込みの提案であることに対して、選考委員会では何らかの指摘があったか。どういう解釈がされてるか教えてください。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 先ほど御質問があった点でございます。はじめに宿泊施設の改修でございます。今回の事業計画の提案の中に、本館部分の宿泊室の洋室化あるいは高付加価値化の改修の提案がなされておりました。この内容につきましては具体的には今から指定管理者ウェルスのほうで検討、設計等進められると把握をしております。数室若しくはワンフロアに限定してといったような形になると聞いております。事業費についても具体的な提案はなされていない状況でございます。こういった項目を協定書に書くかという御質問でございます。協定書につきましては、通常協定書の定型的な様式がございます。これに基づいて協定をした上でそれ以外の点については年度協定等、別な形で締結をするという形を今までとっております。今回は様々な事業提案をいただいております。あくまで提案の中のこれは一つの項目ということで、事業提案の中身自体を協定書にあるいは年度協定に定めるという形で協定を結ぶということは、現在のところは考えていないところでございます。施設改修についてはウェルスの負担で実施をするという提案をいただいております。建物の改修に係る部分でございます。自費でやられるということで、この改修部分につきましてはウェルスの所有になると考えております。したがって例えば指定管理期間が終わった時点では、基本的には元に戻して返却をしていただくということになりますが、通常協定期間が終わる時点で双方協議をしてこの取扱いについては定めようと考えております。一応提案はこのような形で受けておりますが、提案のあった内容については実行されるということを定期的に確認をしていきたいと考えております。それから収支の見込みの点でございます。当初常任委員会でも収支の見込みというのを示させていただいております。この収支の予算規模で言いますと約2億でございますが、今回の提案は1億5,000万ということでかい離があるというところでございます。この収支見込みにつきましては、あくまで指定管理を出す仕様書を定める上で納付金をどのように考えるか、あるいは指定管理料をどのように考えるかということを検討するためにこの資料というものは作成をしております。したがってこの収支見込みについては選定委員会でも示しておりません。今回1億5,000万の提案というものをいただいておりますが、これについては定められた指定管理の候補者を決定する手続の中で、1億5,000万という取扱いをそれぞれの選定委員さんが協議をされて選定をされたと認識をしております。2億とは別に1億5,000万ということをそれぞれ受け止められて選定をされたと考えております。以上でございます。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 今回の提案ちょっと不思議に思ってた今の状態が…、それは住民の皆さんなり町の方とか議員もいろんなことは思うにしても、初期の提案があって恐らく何ら問題が無くてこれでもいいってことで特に指導も入ってなくてやってるのに、次に受ける時に何でこんだけ新たなことをしますよって言うんだろって思ったんです。これだけ言わなければいけないぐらい競争が激しくてっていうのがあったのか。その辺り具体的に言うと、例えば審査の点数がウェルスが幾らでもう1社が何点かって教えて欲しいっていうのと。施設改修っていうのは、結局何ら担保がないのでやってもやらなくてもいいけど提案はあった。施設改修をするっていうことは点数にどのぐらい反映されたのか。ちょっと今の課長の答弁個人的に疑問に思って副町長に改めて聞きたいんですけど、前の時の会社は納付金っていう形の提案は協定書に結ばれて納めなければ債権として発生する。担保されるので絶対にその提案は履行しなければいけなかったはずですよ。納付金っていう形の提案を。施設を改修しますよっていう提案は、あくまでも提案であってしてもしなくてもいいっていうのはちょっと違う気がするんです。それをするっていうから今回何らかの点数に反映されたのかと思うんですけど。施設改修をしますっていう提案はどう解釈するのか。もっと言うところこういう提案は指定管理上正しい提案なのか。5年間が終わったときに、終われば相互協議とはいうものの現状復帰はできない話なので。何か言ったもん勝ちで受けれるんだったらこれ許すとんでもオッケーなっちゃうので。少しちょっとそこ整理してほしいっていうのと、収支見込みから見てもこの施設改修っていうのが、お金を借りるにしても何にしても資金的にも実現の可能性厳しいと思うんですけど。それも含めて町はどう解釈して施設改修っていうのはどういう指定管理として扱うものか、どうか見解を教えてください。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 今回の審査の点数でございますが、これはホームページにも公開しております。第1位となりましたウェルスにつきましては、10

0点中68.3点。ほか1社につきましては53.5点でございます。最低の点数を60点といたしております。今回こういった提案をほかとは違う形で今回説明をさせていただきましたが、点数自体もそんなに高くはないというところで委員長のほうで判断をされ附帯条件というものが付いたと認識しております。この附帯条件につきましては定められたものでもなく、委員長が任意で附帯条件を付されたわけでございます。我々庁議で最終決定をすることになります。附帯条件で具体的な形として出たからにはしっかり確認した上で庁議に諮らなければならないと考えて、改めて1か月の期間を置いて確認をしたところでございます。したがって、議会へ諮る期間も1か月ぐらい期間を要する訳でございますので、そこはしっかり経過の中で説明する必要があるということで今回説明をさせていただいております。それからこの施設整備の提案が点数に反映されたかという点でございますが、提案された事業が施設整備があったからといって何ポイント加点するという項目はございません。ただ、項目として施設の利用促進策が具体的なものになっているか等々の項目がございますので、そこでの加点のポイントにはなると認識をしております。以上です。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） 納付金と関係があるということでございましたけれども、確かに納付金をいただくという提案を受けたときの状況でございます。これにつきましては以前の指定管理のケースでございますが、納付金の提案をしていただきたいということで仕様書を作っていたわけではないと考えております。仕様書を出さしていただいて審査をする中で納付金の提案があったということで、その納付金を基本に協定書を作成したということでございます。以前の時の状況で言いますと、納付金の提案があ那时的複数社で納付金の提案がございました。そういう中で言いますと提案内容を比較したとき、納付金を例えば私どもは1,000万、私どもは1,500万というような形で提案をいただいたという経緯があると考えております。そういうケースの場合は、その提案内容についてはしっかり担保しなければいけないなと考えていたと思っております。ですので納付金についてはいただくということが前提という協定書を結んでおると考えております。この度の施設改修につきまして、先ほど課長のほうが申しましたように改修がするからということで大きなポイントがあるわけではございません。施設の改修ができる範囲で可能であればやっただくという形で提案がございましたので、今後の協定の中でどのように対応していくかということ

は、また協議をしながら進めていくことになろうと思っております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 決してウェルスさんがいけないという思いもないし、手続きで言うとあくまでも5%の納付金っていう根拠を示して、こういうことをしてほしいってことで提案してくださいってあったのに、なんでこれだけ具体的にたくさん出すんだろうっていう思いもある。ましてや施設改修とかっていうのは、町がやるべき話で必要な措置なのに向こうから提案があったけど、結局これらの提案っていうのはあくまでも提案であって今の話だと担保されるものじゃないって言われると、議員は何を基準に判断をするんだろうと思うんです。今こういう話をして具体的なことがわかったけれど、しなければウェルスさんは今度受けたら和室を洋室化にしてくれるんだしか思わないですよ。何年かたって何でしなかったのって。あくまでも提案だからって言われるのはおかしい気がする。お金を納めますって言えば協定に結ばれてしまう。もう1個最後に聞くのはこの収支見込みから見た時に本当に施設改修ができる可能性があると思っておられますかっていうことです。5,000万、6,000万毎年利益が出るからその中で順番にやっていくよっていうとわかるけれど、終年度の5年目の見込みでこれなのにお金を借りてやったとしても既にこれは償還金が幾らか入ってますっていったら別ですけど、ほとんどそこまで入ってるかどうかもわからないので。町の判断としてこの施設改修ほかのことはソフト事業なのでやればやった分だけ売上げにつながると思うけど、施設改修も売上げにつながるかもしれないけれど初期投資があるので。結局収支見込みとしてどこまで施設改修が本当にできると思っておられるかどうか教えてください。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 施設改修に対する町の考え方でございます。改めて申しますがこの提案のあった施設改修でございますが全館を洋室にするとかいうような大規模なものじゃなく、数室若しくはワンフロアに限ってというふうに考えておられます。資金面は自社資金あるいは借入れなどの資金対応により実施すると聞いて

おりますので、あくまで確保できる予算の範囲内での施設改修になると認識しております。収支見込みを出していただいております議員おっしゃられるように収入と支出の差引でございますが、何千万も利益が上がるいう状況でもございません。その中から納付金も支払わなければならないということで、この収支の中で想定される施設改修に充てられる事業費の規模借入れも含めて充てられる規模というものは、具体的な提案はまだないところでございます。極端に大きなものではないのではないかと認識しております。可能な範囲で実施していただけるものと認識しております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 最後町長に。結局指定管理を求めるに当たって、今回過度な提案じゃないかって僕はちょっとまだ疑問に思ってるんです。資金繰りから見てできる範囲でって言ったとき、本当にできるかどうかって言ったとき、僕は出すほうも過度な提案をすべきじゃないし町もそれを認めるべきじゃないと思うんです。施設改修っていうのは可能なものであって町長は最終判断としてできるもの、まあ教室であっても十分可能である無理はないと判断するのか、どう思っておられるか町長の最後の判断のところを教えてください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 今課長からも答弁があったように、私は小規模なもんだと思っております。ただしそういったお客様もいらっしゃるということなんで、それには対応していこうという意欲の表れでもあろうし、そういうことも含めながら自社でできるという範囲の中での提案だと受け止めております。

●石橋議長（石橋純二） ほかにございませんか。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） これまでの資料で確認できることが無かったんですが、この指定管理者の所在地が現在の契約時より所在地が変わってると思うんです。こちらにあります契約書の所在地高水の場所ってというのはいつそこに移されたのか。それで高水のどこにあるのか、もしわかれば教えてください。記憶違いかもしれませんが、現契約の時には出羽だったと思います。場所も知っておりました。わからねばあれですけど。

●石橋議長（石橋純二） 暫時休憩といたします。

—— 休憩 午前 10時 6分 ——

—— 再開 午前 10時 6分 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） はい。株式会社ウェルスの事務所の位置でございますが、前回の協定を締結した段階では三日市のほうに事務所をかまえておられました。協定締結後に今のいこいの村の事務所の中に本拠地を移転されたということになっております。以上でございます。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） ですから、今の契約は高水で契約をしているということで理解していいですか。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 現在の協定書につきましては、現在のウェルスの登記内容で締結をしております。

●石橋議長（石橋純二） ほかにございませんか。無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第3号指定管理者の指定についてに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって議案第3号指定管理者の指定についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第6

議案第4号 令和5年度邑南町一般会計補正予算第11号について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第6。議案第4号令和5年度邑南町一般会計補正予算第11号についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第4号の提案理由を御説明申し上げます。議案第4

号令和5年度邑南町一般会計補正予算第11号は、歳入歳出それぞれ698万9,000円を追加するものでございます。詳細につきましては財務課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○三上財務課長（三上和彦）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、三上財務課長。

**○三上財務課長（三上和彦）** 議案第4号令和5年度邑南町一般会計補正予算第11号について説明します。この度の補正は、国の補正予算第1号による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受けて物価高騰の影響を受けた農家に対して地域内堆肥の活用を行い、農産物の生産活動の継続を目的に物価高騰対策堆肥利用拡大支援事業（重点交付金）を実現するためのものです。予算書の1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ698万9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億1,658万5,000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりです。第2条の繰越明許の補正は4ページの第2表繰越明許補正のとおりです。4ページをお開きください。この事業は令和6年4月から令和6年12月を対象としており、年度を超えるため繰越限度額を設定するものです。内容は、6款農林水産業費1項農業費。事業名は物価高騰対策堆肥利用拡大支援事業（重点交付金）。金額を698万9,000円とするものです。予算に関する説明書の事項別明細書4ページ5ページをお開きください。歳入です。14款国庫支出金2項国庫補助金2目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で698万9,000円を追加するものです。6ページ7ページをお開きください。歳出です。6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、001邑南町農林総合事業費18物価高騰対策堆肥利用拡大支援事業（重点交付金）で698万9,000円を追加するものです。なお、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は令和6年度に繰越が可能となり、令和6年度当初予算の財源として使用できるようになりましたので有効に活用したいと考えております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

**●石橋議長（石橋純二）** 以上で提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。



(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第4号令和5年度邑南町一般会計補正予算第11号についてに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第4号令和5年度邑南町一般会計補正予算第11号についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(閉会宣言)

●石橋議長(石橋純二) 以上で本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしましたので以上をもって閉会といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。これをもちまして令和6年第1回邑南町議会臨時会を閉会といたします。お疲れ様でした。

— 午前 10時 14分 閉会 —